

令和5年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和5年11月27日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 議案第44号 | 令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 5 | 議案第45号 | 令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第 6 | 発委第 5号 | 令和4年度決算認定に係る決議 |
| 第 7 | 承認第15号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 8 | 議案第54号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第55号 | 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第56号 | 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について |
| 第11 | 議案第57号 | 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について |
| 第12 | 議案第58号 | 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 第13 | 議案第59号 | 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について |
| 第14 | 議案第60号 | 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第61号 | 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第62号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第17 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第18 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について
- 第20 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について
- 第21 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について
- 第22 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について
- 第23 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について
- 第24 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について
- 第25 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について
- 第26 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について
- 第27 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について
- 第28 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について
- 第29 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について
- 第30 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第31 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定について
- 第33 請願第 5号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願
- 第34 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1番 酒井圭治君

2番 長岡千恵子君

- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

- 12番 松川正樹君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|---|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 北川善一君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 宮川昌士君 |
| 総務課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 契約管財課 | 長 | 竹澤隆一君 |
| 防災安全課 | 長 | 吉田仁君 |
| 財政課 | 長 | 多田和憲君 |
| 総合政策課 | 長 | 清水智昭君 |
| 住民税務課 | 長 | 原武史君 |
| 会計課 | 長 | 石田常久君 |
| 福祉保健課 | 長 | 木村勇樹君 |
| 子育て支援課 | 長 | 島田通正君 |
| 農林課 | 長 | 黒川浩徳君 |
| 商工観光課 | 長 | 江守直美君 |
| 建設課 | 長 | 家根孝二君 |

えい住支援課長	深水正康君
上下水道課長	勝見博貴君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	朝日清智君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月22日に、町長より令和5年第8回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開催できますことを、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和5年第8回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、齋藤君、11番、上田君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、11月27日から12月13日までの17日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、11月27日から12月13日までの17日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第8回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

冬晴れが肌に心地よく、本年に起きた出来事などへの感謝と反省をして振り返る時期となってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

まず初めに、パートナーシップ宣誓制度導入について申し上げます。

性の多様性における差別はあってはならない問題であり、国においては本年6月にLGBT理解増進法が施行され、県においては今月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入するなど、日本全体でその機運は高まりを続けております。

町としましても、全ての住民が安心・安全な暮らしを享受できるような共生のまちづくりを進めるに当たり、本宣誓制度の導入をここに宣言いたします。

今後、役場職員を含めまして住民の皆様により制度の理解をしていただくために、専門家を招いて講演会の開催を予定しております。また、制度内容等を分かりやすく取りまとめ、役場庁舎内や図書館の一部スペースを利用して、利用者の方々向けに広く周知を行ってまいります。

次に、先月29日に町道永平寺参ろ一ど線で発生しました、永平寺町Z E N d r i v e・自動運転における、自転車との接触事故について申し上げます。

今月10日に、町ホームページや報道機関を通じて、接触事故の原因調査結果と対策について公表、ご報告をしておりますが、今回の事故でおけがをされた方はおらず、また物損も現時点ではございませんが、事故での関係者及び近隣の方々に多大なご迷惑と、ご心配をおかけしましたことを、心よりおわび申し上げます。

町としましては、今回の事故を重く受け止め、関係者共々再発防止とさらなる安全性の向上に取り組み、自動運転がより安全で便利な移動手段として、全国に広がっていただけるように尽力してまいります。

さて、いよいよ来春、3月16日には北陸新幹線が県内でも開業いたします。今月8日から10日には全国宣伝販売促進会議が県産業会館で開催されました。全国の旅行会社の商品企画担当者やJRグループ、旅行雑誌を含めたメディア関係者など総勢約760名が参加しまして、県内観光素材のプレゼンテーションや自治体ブースでの観光情報発信、旅行者との観光商談会などが行われました。

9日の旅行会社による現地視察では、本町からESHIKOTO、大本山永平寺が行程に組み込まれ、関係者の皆様に町の魅力に触れていただきました。この関係者が主となり、来年秋に展開される大型観光企画「北陸デスティネーションキャンペーン」には、町としましても大いに期待をしております。今年度作成しました本町独自の観光素材集も、今後の旅行会社等との商談で活用し、引き続き観光誘客に努め、北陸新幹線開業の効果を高めてまいります。

また、11日には永平寺町四季の森複合施設において、心と体の健康に関する研究などに取り組む組織「グローバル・ウェルネス・インスティテュート」の国際会議が、福井県広域ウェルネス推進協議会の主催で開催されました。世界15か国からの参加者を含めた、関係者およそ100名の皆様に、本町は禅文化を、あわら市や坂井市からは温泉、豊富な海や山の幸など県内の魅力を発信し、ウェルネスツーリズムにおいて、豊富な資源が多くあることをアピールできたと感じております。

今後、ウェルネス推進協議会では、ウェルネスを切り口として、県内のウェルネス素材を盛り込んだツーリズムの造成を図り、来春の北陸新幹線県内開業を契機に国内旅行客や、インバウンド呼び込みを図ってまいります。

続いて、10月に実施されました第18回福井県中学校秋季新人競技大会において、松岡中学校ソフトボール部が見事優勝し、17年ぶり2度目の栄冠に輝きました。先日、部員の皆様が役場を訪れてくださり、県大会での試合を振り返りながら喜びのご報告をいただきました。

また、永平寺中学校の卓球個人部門では準優勝、ハンドボール男子ではクラブチームの福井永平寺ブルーサンダーが初優勝を果たすなど、町内在住の多くの子どもたちがすばらしい成績を収めており、その活躍を心から喜んでおります。これらのすばらしい成果は、選手の努力に加えて、熱心な顧問の先生方並びに外部

指導者の方々のご尽力があつてのものでございます。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

国は、教員の働き方改革の一環として、休日の部活動を地域に移行する取組を進めております。今後も、学校、外部指導者及び保護者の協力を得ながら、適切な部活動運営に取り組んでまいります。

続いて、永平寺おはなしの会様が長年にわたる社会奉仕活動の功労を認められ、国より緑綬褒章を受章されました。会員の皆様は、幼稚園、児童クラブ、図書館などでのストーリーテリングなどを、長年にわたり行ってこられました。町としましても非常に喜ばしいことであるとともに、皆様の献身的な活動に深く感謝申し上げます。

また、先月29日には町表彰の日授与式を行わせていただき、功労賞や感謝状など個人28名、6団体様を表彰させていただきました。いずれの方も町の政治、経済、公共福祉等に貢献をいただいた方ばかりであり、さきの褒章受章の皆様と同じく、深く感謝申し上げます。

続いて、下水道関連では、効率的な事業実施のためのストックマネジメント計画に基づき、令和3年度より永平寺中央浄化センターの長寿命化工事を継続しております。本年度も昨年度に引き続き、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、回転円盤装置や監視装置などの機械・電気設備の更新工事を実施しており、順調に進捗しております。

上水道関連では、上志比地区の水道水の安定供給のため、上志比第1水源地区において過疎債を活用した、紫外線処理装置の整備を進めております。本年度は、電気・機械設備を収納する上屋の建築や、紫外線処理装置の製作を行っており、これらも令和6年度完成に向けて順調に進捗しております。

続いて、農林業関連について申し上げます。

7月13日に発生した豪雨災害のうち、町単独事業及び県補助事業による災害復旧事業は、現在、着々と実施しております。比較的事業費の大きい林道関係12か所については、11月に国が事業費を決定したとの通知がありましたので、今議会において補正予算を計上しております。これにより、令和6年度にかけて順次復旧事業を行ってまいります。

人・農地プランが法定化された地域計画策定事業では、6月から実施した意向調査に基づく資料作成がほぼ完了し、来年1月中旬から、農業委員や農地最適化推進員を中心に、目標地図作成に向けた地区での話し合いに入る予定です。食糧安

全保障においても農地を維持することは大前提であり、地域計画策定は非常に重要なものと考えております。多くの方に話合いの場に参加していただきますよう、区長や農家組合長の皆様にもご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

また、現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の任期は、来年8月で満了となります。これに伴い、来年2月から3月にかけて改選に伴う公募を予定しております。今後、区長や農家組合長の皆様には候補者推薦の協力をお願いする一方で、来年1月には町のホームページや、広報紙により周知を行う予定です。

なお、決定しました候補者につきましては、議会の承認を得る必要がありますので、6月議会でご報告いたします。

続いて、町が進めるシステム導入や設備について申し上げます。

気象庁の長期予報では、今シーズンの降雪量はエルニーニョ現象の影響から、平年より少ない見込みですが、一時的に強い寒気が入り大雪になる可能性も指摘されております。

今年度は、積雪監視カメラを町内6か所に設置し、24時間遠隔監視が可能となる積雪モニタリングシステムの運用を開始いたします。あわせて、短時間における大雪や明け方の予期せぬ降雪にも、適切な出動連絡が行えるよう連絡体制を強化して対応に臨みます。

除雪箇所の優先は大きな幹線からが基本となりますので、地区内の狭隘な道路は幹線に比べますと遅れることもございます。作業の進捗によってはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、そういった除雪の順序にもご理解とご協力をお願いいたします。

また、先月から保育士の業務負担軽減を目的に、保育に関する計画とその記録、保護者との連絡、園児の登降園管理などの業務に係るシステムの運用を行っております。このシステム運用により、保育士にゆとりが生まれ、園児に関わる時間が増えるとともに、事故防止等の体制強化がより一層図られることと思っております。

町としましては、システムの機能を活用して保育士の負担軽減と保護者とのコミュニケーションを円滑に行い、保育サービスの質の向上を図ってまいります。

そのほかにも、御陵幼児園における空調設備をLPガス駆動式エアコンと電気式エアコンを組み合わせた上で、非常用発電機能も兼ね備えたハイブリッド空調設備に改修いたしました。昨今の電気代等の高騰や脱炭素化、災害時対策も考慮したものとなっております。設備は今年25日より稼働しており、園児や職員が快適に過ごせるような環境整備に今後も努めてまいります。

続きまして、町公式LINE登録の推進について申し上げます。

LINE登録やペーパーレス化については、町広報紙の表紙等でお知らせのほか、会議次第へQRコードを印字するなどして進めておりますが、このたび、町公式LINE登録者数を増やすためポスターを作成しましたので、町内集会場、公民館、金融機関、掲示板等へ掲示させていただき、広く周知をしております。

登録をいただきますと、災害時の緊急情報やごみ収集のお知らせ、熊の目撃情報、イベント情報を随時受信できます。また、町からの紙の配布物が届くのを待たなくても、スマホ等ですぐ見ることができます。

効果的な情報発信はもとより、紙の配布物を少なくすることや配布作業の負担軽減につながる取組となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、先月、町内で2件の住宅火災が発生しました。被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げます。

いずれの火災とも、地域住民や消防団の方々が初期消火活動を迅速に実施してくださったおかげで、隣接住宅への大きな延焼を防ぐことができました。この場をお借りしまして、深くお礼申し上げます。

毎年、町補助金を活用して地区備付けのホースや格納箱の整備などを進めていただいておりますが、今回の火災においても、それら装備品は有効に活用されたと感じております。また、住民の皆様が、自分たちの地域は自分たちで守るという意思で、ここ数年にわたりいろいろな講習会や防災訓練を積み重ねてきた成果がこのような迅速な行動につながったものと確信しております。

これから寒さが厳しく、各家庭において暖房器具の使用が増え、火災発生が多くなる時期を迎えますので、住宅用火災警報器の設置交換の促進や、消防団による年末特別警戒パトロールを実施し、今後も火災発生防止に努めてまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、承認が1件、承認第15号は、10月23日に専決処分させていただきました一般会計予算の補正でございます。

続いて、議案は、補正予算が6件、条例関連が19件の計25件です。補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、上水道事業会計における所要の補正をお願いするものです。

条例は、法令改正等に伴う改正等が5件、附属機関整備に伴う新規制定等が14件です。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

～日程第4 議案第44号 令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてを議題といたします。

本件は、去る令和5年8月28日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○予算決算常任委員長（朝井征一郎君） おはようございます。

議案第44号につきまして報告させていただきます。

予算決算常任委員会に付託された議案第44号の令和4年度一般会計及び特別会計の決算認定について、令和4年度決算書、決算成果表の資料に基づき、所管課長、関係職員の出席を求め、現地視察を含め、延べ8日間にわたり慎重に審査いたしました。

10月23日には、当委員会14名全員の出席の下、採決を行い、賛成10名の賛成多数でございました。

よって、本会議に付託されました議案第44号につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第44号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（中村勘太郎君） 反対に対する討論から認めます。

○6番（金元直栄君） 令和4年度（2022年度）決算への討論です。

決算内容を見てみますと、町民に必要な予算があるのは認めるところです。低所得者への支給や、中小企業、農業者への支援補助、福祉関連団体への燃料費の支援、また町民に必要な予算等は数々あることは認めるところです。また、今の町長にあってあまり箱物には走らないなどのことについては、私は評価しているところです。

ただ、反対の理由の一つとして、保育園の統廃合と民営化の問題です。

本町では幼稚園といい、また幼稚園もそうです。松岡幼稚園と西幼稚園の廃園で20名の保育士が退職に追い込まれました。保育園の統廃合や民営化とは、ある意味こういうことであります。子育て、保育の安心は、町の保育園と保育士がつくってきたもので、これを町民へ安心を届けていたと。これを民間に渡すということは、安上がりの保育への誘導とする、いわゆる国の方向でもあります。

それに、保育園の立地として、町内で一番安全な立地となっていた西幼稚園の廃園は、防災に力を入れている町長としては、その方向に疑問を感じるころでもあります。さらに、1つの園に150名以上の子を集めるという民間園、保育は効率を求めるというものではないと、私は率直に思うところですが、子どもにとってもどうかと私は思うところです。それに、この地、防災マップでは浸水域となっていることから、この点でも疑問であります。

さらに、民間園が加わることで、町独自の保育施策を行うことが難しくなる、そういうことが見えてくるのではないかと、この点でも疑問であります。

2つ目の理由ですが、学校の統廃合の進め方の問題です。

住民への十分な説明はどうだったのか。町主催では22名、議会と語ろう会では64名、そういう参加を見ても一目瞭然ではないかと思うところです。

また、進め方は、地域の分断と地域住民の諦めを押し付ける、ということはずいぶんやめてほしいと私は何度も言ってきたつもりでいます。ところが、やはり保護者を先に廃校で誘導するという進め方になっていたこと。それに、学校がなくなると地域の衰退が一気に進む、まさに地域の未来を町が示すことなく、町がこの地域づくりへの主体的な展望を示すことも、なかったように思っているところです。子どもたちに学ぶ機会の多様性を示すこともありませんでした。休校等の話も出ていますけれども、学校から子どもを動かすという状況を始めるまでに、やはり準備しておくべきことがあったはずだと私は思っています。休校等を考えて

からあれこれ考えても、限られた方向しか出てこず、多様性はなくなるというのが大きな心配事でもあります。

3つ目の理由ですが、町は昨年度も3億円を基金に積み立ててきました。自治体の財政は単年度収支が原則であります。

働く人はこの20年以上、賃金は上がらず、実質賃金は下がり続けています。大幅な円安も加わって、物価高の中、苦しい生活を強いられている人々が多いわけです。コロナ臨時交付金の人の中に、中小企業者や、広く町民への交付も可と示してあるのは意味があります。町はその意を取り組んで、さらに一回り大きな支援策を考えるべきではないのかと私は思っています。コロナ禍で十数億円の1期積み増しはどうかということをおもっているところです。

4つ目ですが、小さい事業ですけど、自衛隊員の募集についての問題です。

町は、法令に基づいて適齢者の名簿を自衛隊側に渡していると言うのですが、地域の個別避難計画等の策定においてでも、取り組む側に対象者の名簿を町は示してはいません。本人の同意なく名簿の提出はできないはずでありますし、こういうことを見ていると、やはり個人情報保護という点でも大きな問題があるということをおもっているところです。

以上などの理由で、2022年度一般会計決算については反対の立場を取ります。

ついでに一気に論議しますので、ほかの特別会計の反対の討論もここで言ってしまう。いいですか。

国保については、資格証明の発行がなくなったというのは、一つの前進だと私は思っています。それで今回は反対しません。ただ、1人当たりの国保税が、やはり世帯当たりも高いなということだけ言っておきます。

後期高齢者医療制度についてですが、10月から、いわゆる収入の多い人については窓口2割負担となってきました。しかし、本来、社会保障については、消費税の導入に基づいて、それで賄うということをおもって国民に声を大きくして、消費税の導入や、また引上げがされてきた経過があります。高齢者の収入は年金が主であるということから、絶対額が低い。それに負担を倍も求めるというのは認められないと思っています。消費税導入や引上げは将来の社会保障制度のためにと国は言ってきたからです。

ただ、一つの例として示しますけれども、サッチャー行革で有名なイギリスですが、イギリスでは医療費は無料というのは皆さんご存じやと思います。病院へ

行けば窓口で、何と交通費が支給されるわけです。本当に高齢者も、国民も含めてそういう社会保障をやっているということも考えると、後期高齢者医療制度、負担が倍になる人たちが出てくるというのは大きいことだと思っています。

さらに、介護保険、これについても反対であります。

基金は2億円、繰越金は1億1,400万ですか、そういう意味では金は結構余っている。第8次計画づくりのときに審議会でも、坂井市よりも低くしてはどうか、6,000円そこそこで、6,000円をちょっと超えるところで決めてはどうかという言葉もあったのに、町はさらに私たちが思っていたよりも高くしてしまったと思っています。理由は、基金は将来のために必要だということでした。

しかし、介護保険会計は3年でゼロベースの計画にするのが基本であります。繰り返してきているのに、結果、保険料を集め過ぎているのが、この6年間の会計の状況でありました。そういう意味では残念です。

それが決算の状況に示されているわけですから、よって、反対の立場を取ります。要するに、一般会計と後期高齢者医療保険と介護保険については反対の立場を取ります。ほかについては反対はしません。

○議長（中村勘太郎君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 予算の執行残とかが多いという問題もありますけれども、コロナ禍という特殊事情を考えるとやむを得ないかなと思います。

私は賛成します。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立によって採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方、起立を願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

～日程第5 議案第45号 令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第45号、令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題といたします。

本件は、去る令和5年8月28日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○予算決算常任委員長（朝井征一郎君） 議案第45号につきまして報告させていただきます。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第45号の令和4年度上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、先ほどの議案第44号と同時に慎重に審査いたしました。

10月23日には、当委員会委員14名全員出席の下、採決を行い、賛成13名の全員賛成でございました。

よって、本会議に付託されました議案第45号につきましては、原案どおりの認定とすることに決定しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。

議案第45号、令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第6 発委第5号 令和4年度決算認定に係る決議～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、発委第5号、令和4年度決算認定に係る決議の件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より、決議に係る議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略します。

提案理由の説明を求めます。

4番、朝井君。

○予算決算常任委員長（朝井征一郎君） 令和4年度決算認定に係る決議について提案理由を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第44号、議案第45号の令和4年度決算に係る2議案については、現地視察を含め、延べ8回にわたり慎重に審査いたしました。

10月28日及び11月17日には、それぞれ当委員会委員14名全員出席の下、決算認定についてまとめ協議を行った結果、お手元に配付のとおり、決算認定に係る議会の意見をまとめ、決議するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 承認第15号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、承認第15号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第15号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、補正後の予算総額を9億4,972万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、5ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年10月23日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 担当課の補足説明を求めます。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、承認第15号の補足説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費19万円の増額につきましては、10月23日に発生した建物火災の被災者に対し、永平寺町災害見舞金支給規則の規定に基づく見舞金を交付するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第15号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 議案第54号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第9 議案第55号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第56号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第57号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第12 議案第58号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第13 議案第59号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第13、議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました、議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

まず、議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書13ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億6,866万9,000円を追加し、補正後の予算総額を101億1,839万7,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、14ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第55号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、議案書46ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、補正後の予算総額を16億1,889万6,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、47ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第56号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、議案書55ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ715万3,000円を追加し、補正後の予算総額を21億7,956万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、56ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第57号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、議案書66ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ392万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5億3,390万6,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、67ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第58号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、議案書76ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億7,851万7,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、77ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、議案書86ページをご覧ください。

第2条において、収益的支出に54万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,297万3,000円に、第3条において、資本的支出に11万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億5,048万3,000円とお願いするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は、88ページの令和5年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第60号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年度人事院勧告に準じ、一般職の職員、会計年度任用職員の給与等の改正を、併せて特別職の職員の給与の改正をするため、条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これより質疑を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

(午前10時50分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかありませんか。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これより総務課長の補足説明を求めます。それで第1審議まで戻りますので、よろしくお願いたします。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、議案第60号の補足説明をさせていただきます。

議案書96ページをお願いいたします。

第1条につきましては、一般職の職員の給与条例の一部改正でございまして、内容につきましては、一般職の賞与の年間支給率4.3月を0.1月引き上げ、4.4月とするものでございます。引上げ分の0.1月については、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月反映することとしています。

なお、月例給を平均で1.1%引き上げることとし、別表の給料表の改正をお願いするものでございます。

101ページをお願いします。

中段、第2条におきまして、第1条での賞与引上げ分0.1月分を、令和6年度からは6月及び12月支給にそれぞれ0.05月ずつ振り分けることの改正規

定でございます。

第3条においては、特別職における期末手当の年間支給率を0.1月引き上げるものでございます。

第4条においては、第3条で引き上げる0.1月を、令和6年度からは6月と12月の支給それぞれ0.05月ずつ振り分けるような改正規定でございます。

第5条においては、会計年度任用職員の給料表を一般職の改正に準じて行うものでございます。なお、期末手当についても一般職に準じて行うものでございます。

103ページをお願いします。

附則において、第1項では、この一部改正は公布の日から施行することとし、第2項において、一般職及び会計年度任用職員の月例給の改正につきましては令和5年4月1日に遡及して適用をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 人事院勧告に基づく賞与もしくは給料表の引上げということですが、大体本町の場合、1人平均幾らぐらいになるのでしょうか。

また、それが物価の上昇に追いつく額になっていくのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今回の改正に伴う1人当たりの平均給与についてはまだ算出はされておきませんので、これは決算によって算出されますので、来年度決算のときをお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 失礼しました。

物価の上昇におけることに関しましては、人事院勧告の改定自体が、議員もご承知のとおり、民間との給与格差等も含める、そういうことも含めまして物価の上昇も、人事院勧告の中に含まれているかどうか、多少含まれていると思いますが、基本的に人事院勧告というのは、民間との給与格差を埋めるということが基本でございますので、物価のことについては、地域差もありますが、そういう観点で今回は入っていないというふうに思っております。あくまでも民間との給与

格差を埋めるということでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） あまりここで論争するとかというのではないのですが、単純に大体総額どれくらい引き上がるのかということと、1人当たりぐらいはやっぱり示してあると分かりやすいなと思います。

さらに、人事院勧告、民間の賃金との格差の問題を埋めていくということですが、こと地域経済に与える影響は非常に大きいですね。以前は、地域経済との関係で言うと、建設業なんか地域経済に及ぼす、波及する効果は大きいという話だったのですが、最近では社会福祉を担う、そういう人たちの給与が地域経済に波及していく効果の問題が、よく示されているところですけども、公務員給与もそれと同じだと思います。だから、物価がこれだけ上がっている中でそれなりのことを考えていかないと、やっぱり大変な状況になるのかなと思うところです。まあ引上げというところで、額がどうなんかなと思いつつ、引上げですから反対する理由はありませんから。

もし何かご答弁、思うところがあれば答弁していただければ結構です。

○議長（中村勘太郎君） 約どのくらい上がるかというのか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 人事院勧告に、先ほど答弁ありましたように、民間が物価高で、それに伴ってその物価高が反映されているかどうか。今、給与もいろいろな中で上げ幅が最大になっているとか、たりいろいろやっています。それを踏まえての、今回、人事院勧告の私たちへの、全国へ対するそういった勧告になりますので、町としてはしっかりそれに準じて対応していきたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第60号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第60号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第15 議案第61号 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第15、議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う、関係法律の整備や国から内容を定める通知、基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第62号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者について、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び、均等割額の減額措置を実施するため、条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第17、議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

令和6年4月1日より、下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計による下水道事業会計を設置することに伴い、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制

定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第18、議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年5月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について～

～日程第20 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について～

～日程第21 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について～

～日程第22 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について～

～日程第23 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について～

～日程第24 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について～

～日程第25 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について～

～日程第26 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について～

～日程第27 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について～

～日程第28 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について～

～日程第29 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について～

～日程第30 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について～

～日程第31 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第24 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第19、議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例の制定についてから日程第32、議案第78号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定についてまでの14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例の制定についてから議案第78号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定についてまでの提案理由を申し上げます。

令和4年度行政監査報告における附属機関の条例に関する監査委員の意見に基づき、今回、関係条例の整備を行うものです。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第33 請願第5号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第33、請願第5号、「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、請願第5号、「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願の件を請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いを申し上げます。

～日程第34 議員派遣の件～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第34、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日11月28日から12月3日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日11月28日から12月3日までを休会といたします。

12月4日は、午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前11時10分 散会）

